

事 務 連 絡
平成28年5月31日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康
保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて
連絡したのでお知らせします。

事務連絡
平成28年5月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第238号)が公布され、平成28年6月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成28年3月4日事務連絡)を次のように改正し、平成28年6月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱ区分071に次のように加える。

(3) カスタムメイドプレート

B00207103

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後

現 行

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード			
071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨				
(1) カスタムメイド人工関節	B002	071	01	
(2) カスタムメイド人工骨				
① カスタムメイド人工骨 (S)	B002	071	02	01
② カスタムメイド人工骨 (M)	B002	071	02	02
③ カスタムメイド人工骨 (L)	B002	071	02	03
(3) カスタムメイドプレート	B002	071	03	

機能区分	機能区分コード			
071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨				
(1) カスタムメイド人工関節	B002	071	01	
(2) カスタムメイド人工骨				
① カスタムメイド人工骨 (S)	B002	071	02	01
② カスタムメイド人工骨 (M)	B002	071	02	02
③ カスタムメイド人工骨 (L)	B002	071	02	03
(新設)				